平成２８年（フ）第２５号
群馬県太田市鳥山上町1492番地２　ウイングヒルＢ－102号、前住所群馬県太田市鳥山上町1398番地１　ＳＵＷＡハイツ103号
破産者　西田　辰美
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２４７号
岐阜市忠節町１丁目４番地、前住所岐阜市四屋町35番地
破産者　髙橋　克子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３３７号
岐阜市大蔵台20番10号
破産者　横山　堅二
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０４号
岐阜市末広町25番地９（メゾンドカルチェ106号室）
破産者　美谷脇好伸
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６０号
愛知県愛西市大井町浦田面177番地２
破産者　渡辺一二三
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６５号
名古屋市千種区千代田橋２丁目８番10号（一光ハイツ千代田橋1103号）
破産者　林　　誠子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７２号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地33　アーバンラフレ志賀19号棟107号室、住民票上の住所名古屋市北区辻町１丁目54番地の３
破産者　長谷川邦彦
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４２号
愛知県半田市山代町１丁目105番地の22　ロイヤルヒルズ山代参番館２Ｄ、従前の住所愛知県半田市宮本町４丁目101番地の５　ファーライト宮池Ｂ棟103号
破産者　坂本　忠志
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９５号
大阪府南河内郡河南町白木905番地　軽費老人ホーム河南荘、住民票上の住所堺市堺区宿院町東４丁２番９－301号　上野方
破産者　田坂　公子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３９号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目13番16－103号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市西浦1072番地
破産者　小池　玲子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
堺市東区日置荘西町１丁25番30－206号
破産者　福元　勝美
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番263号
破産者　藤崎リユ子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目１番12号
破産者　土居　純子
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
兵庫県加古川市平岡町新在家2224番地の20
破産者　山須　晴彦
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１３号
佐賀市長瀬町１－17　アムール21　101号、住民票上の住所佐賀市中央本町６番４号
破産者　萩原　　満
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５５号
佐賀県鳥栖市元町1376番地１　鳥栖シティビル302
破産者　轟木　靖彦
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
沖縄県浦添市伊祖２丁目３番１－1009号　サンチャイルドめぐみ２
破産者　安仁屋　健
1　決定年月日　平成28年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４号
北海道斜里郡小清水町字小清水131番地の50
破産者　奈良　静恵
1　決定年月日　平成28年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係